令和２年度

「京もの指定工芸品」購入

支援事業費補助金募集要領

**○申請受付期間**

**令和2年５月１日（金）　～　令和２年５月29日（金）**

**○申請書の郵送先**

**京都府商工労働観光部染織・工芸課**

**〒６０２－８５７０**

**京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町**

**（電話：０７５－４１４－４８５６）**

　　　　　E-mail：senshoku@pref.kyoto.lg.jp

令和２年度「京もの指定工芸品」購入支援事業費補助金募集要領

（趣旨）

第1条　知事は、インバウンドの減少に伴う需要減少やイベントの自粛に伴い、厳しい状況にある観光関係団体や商店街等、また伝統工芸品製造事業者等（京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例第9条第1項の規定により指定された京もの指定工芸品又は第10条第1項の規定により指定された京もの技術活用品を製造するものをいう。）を支援するため、新型コロナウイルス感染症終息後の観光誘客を積極的に進めようとする観光関連事業者等が発注する京もの指定工芸品及び京もの技術活用品の購入経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条　この要領において、「京もの指定工芸品」とは、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例第9条第1項の規定により指定された京もの指定工芸品及び第10条第1項の規定により指定された京もの技術活用品をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる観光関連事業者等（以下、「補助対象者」という。）は、京もの指定工芸品等を購入し、活用する次の各号に該当するものをいう。

1. 宿泊施設

（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、旅館業法第2条に定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を営む事業者）

1. 飲食店

（食品衛生法に基づき都道府県知事等の許可を受け、飲食店、喫茶店を営む事業者）

1. 旅行代理店

（旅行業法第3条に規定する登録を受けた「旅行業及び旅行業者代理業」を営む事業者）

1. 商店街振興組合

（商店街振興組合法第36条第1項及び第3項に規定する設立認可を受けた京都府内で活動する組合）

　（5）　博物館

　　　　　（博物館法第10条に規定する博物館登録原簿に登録された博物館）

　（6）　上記以外の事業者で、京もの指定工芸品を業務用として積極的にサービスを供する

　　　　事業者

（補助対象事業）

第4条　補助対象者が京もの指定工芸品を購入し、業務用として活用する事業をいう。

（補助対象経費等）

第5条　補助対象経費、補助額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

２　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条　規則第5条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、補助対象者は、

　知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

２　補助対象者は、交付決定前に事業を開始するときは、第２号様式によりその理由等を明

　記した届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

３ 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請

をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更申請）

第7条　規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」とい

う。）は、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ第3号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

　ただし、軽微な変更（事業費の1割未満の減額）はこの限りでない。

　（1） 事業費の変更（1割以上の減額）

　（2） 事業内容の変更

（補助事業の廃止）

第8条　補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、第4号様式による申請書を知

　事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第9条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況につ

　いて、報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第10条　規則第13条に規定する実績報告書は、第5号様式によるものとし、補助事業が完

了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月1日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第6号様式による請求書

　を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、知事が必要と認める場合は、交付決定を受けた補助金の額を限度として

　補助金の概算払を受けることができるものとする。

（補助金の経理等）

第12条　補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠

　となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後

　10年間保存しなければならない。

（成果の報告）

第13条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告させるこ

　とができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条　補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、第7号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の管理及び処分）

第15条　補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、第8号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

３　補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ第９号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

（その他）

第16条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和２年５月１日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 京もの指定工芸品購入経費（消費税含む）。  なお、次に掲げる経費に該当するものは除く。  （1）送料  （2）設置、設営費 | ９／10以内 | 1,000千円 |

　備考　この表の規定にかかわらず、補助金の額が500千円に満たないものとなるときは、補

　　　助の対象としない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、この限

　　　りでない。